

人口・社会統計部会の審議状況について
(賃金構造基本統計調査) (報告)

項目	変更内容等	部会審議					審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	
1 計画の変更 (1) 報告を求める事項の変更	○ 調査事項(「事業所の名称及び所在地」「法人番号」等)のプレプリントの実施	●	●				【 適当と整理 】 (報告者負担の軽減に資するもの)
	○ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除【 事業所票 】	●	●		●		◆ 第4回部会において引き続き審議 【 委員等からの主な指摘 】 ○初任給額を個人票ではなく事業所票で把握してきた背景・理由を示すべき。 ○個人票を用いた代替集計への移行の適否を判断するに当たり、従前の事業所票による初任給額との比較検証に用いた個人票のサンプルサイズや、労働者抽出率1/1以外の事業所における事業所票データとの乖離の状況など、基礎的な検証データを提示すべき。 ○個人票を用いた集計により代替する場合には、新規学卒者を特定する項目等の追加についても検討すべき。
	○ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【 個人票 】	●	●	●			【 おおむね適当と整理 】 (学歴別賃金水準についてよりの確な実態把握に資するもの) ◆ただし、一般労働者に限らず、短時間労働者についても最終学歴を把握するとともに、事業所が短時間労働者の学歴を把握していない場合も想定されることから、選択肢の一つとして「不明」を追加することが必要
	○ 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等【 個人票 】	●	●	●			【 適当と整理 】 (職業構造の変化等も踏まえ、日本標準職業分類との整合性のある職種区分に見直すものであり、他の統計調査との比較可能性の向上等にも資するもの) ◆ただし、職種区分として該当者の多い「一般事務従事者」を細分化するとともに、報告者の誤回答が生じないよう、各職種区分に該当する職業について具体的かつ丁寧な説明を行うことが必要
	○ 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更【 個人票 】		●				【 適当と整理 】 (職種区分との整合性を確保することにより、職種別結果とのクロス集計を可能とし、労働者の賃金のよりの確な実態把握に資するもの)
	○ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査項目の削除【 個人票 】		●	●	●		◆ 第4回部会において引き続き審議 【 委員等からの主な指摘 】 ○今後、「最低賃金に関する実態調査」(一般統計調査)の結果により代替するとしているが、その回収率が5割にも満たず、データの偏り等の懸念もある中、代替可能なのか。 ○本調査項目を削除しても、今後の最低賃金の審議において、「最低賃金に関する実態調査」の結果で十分対応可能であることを明確に示す必要がある。
	○ 調査事項の見直しを踏ま		●	●			【 おおむね適当と整理 】

項目	変更内容等	部会審議					審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	
	えた事業所票と個人票の統合						(調査事項の削除等に伴い2種類の調査票を統合するものであり、報告者の心理的負担の軽減及び調査業務の効率化に資するもの) ◆ただし、「最終学歴」の選択肢区分の細分化等に伴い、報告者にとって見やすく、かつ、記載しやすいよう、調査票のレイアウトを見直すことが必要
(2) 報告を求め るために 用いる方法 の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン調査の全面導入とともに、一括調査においてのみ可能としていた電子媒体による調査票提出も全面的に可能とするよう変更 ○ 一括調査における調査票の配布・回収・審査に加え、一括調査以外におけるオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会に係る業務等について民間事業者を活用 ○ 報告者が希望する場合、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答可能とするよう変更 			●			【適当と整理】 (報告者の利便性の向上及び統計調査業務の効率化等に資するもの)
(3) 集計事項 の変更	○ 調査事項の削除や職種区分の見直しに伴う所要の集計事項の削除及び変更(職種大分類別の集計表の追加等)を行うとともに、精度確保の観点から表章困難な集計事項の削除などの整理・見直し		●	●	●		◆第4回部会において引き続き審議 【委員等からの主な指摘】 ○職種区分の見直しも踏まえ、クロス集計の充実を図るべき。
2 「諮問第127号の答申賃金構造基本統計調査の変更について」(平成31年4月26日付け統計委第11号)における今後の課題への対応状況について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供 (2) 個人票における匿名データの提供検討 (3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討 			●			◆第5回部会において引き続き審議 (個人票における匿名データの提供検討について、企画部会での審議結果を踏まえて最終確認)

※ 第1回(第104回人口・社会統計部会)は令和元年7月5日(金)に、第2回(第106回人口・社会統計部会)は7月26日(金)に、第3回(第107回人口・社会統計部会)は8月5日(月)に開催。
今後、第4回は8月30日(金)に、第5回は9月10日(火)に開催予定。

第104回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 令和元年7月5日（金）14:00～16:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第一会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、日本銀行

【調査実施者】

厚生労働省：中原賃金福祉統計室長、山口賃金福祉統計室室長補佐、
長山統計・情報総務室補佐ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官
政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

- 6月27日開催の第138回統計委員会において諮問された賃金構造基本統計調査の変更について、統計委員会における委員からの意見を共有した後、審査メモのうち、「報告を求める事項の変更」について審議が行われた。
- 審議の結果、一部事項について、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において改めて審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 報告を求める事項の変更

ア 調査事項（一部）についてプレプリントを実施

- ・ 報告者である事業所は、最大で何人の労働者について調査票に記入することになるのか。
→ 例えば、事業所規模が1万5000人の場合、常用労働者については抽出率1/90としているため160人程度、また、臨時労働者については最大で250人としている。厳密な数値については、確認の上、次回部会で報告したい。

イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除【事業所票】

- ・ 個人票の調査結果を用いた代替集計をみると、新規学卒者と考えられる者の初任給額

は約1万円高くなっており、その理由については、通勤手当が含まれていることによるものとのことであるが、通勤手当を除外した形で比較できないのか。

→ 初任給額や通勤手当については就労条件総合調査でも把握しているが、それは企業における平均値という形で集計しているので、本調査で集計する個人別の初任給額から通勤手当を差し引くという形では、それぞれの統計を比較した際にミスリードを生じる可能性がある。このため、通勤手当を含め代替集計の内容について情報提供するというやり方を考えている。

- ・ 雇用保険データは代替集計結果よりやや低いものの、現行の集計結果より高めとなっている理由は何か。雇用保険データに通勤手当は含まれるのか。また、雇用保険データには、小規模事業所も含まれるのか。

→ 雇用保険データについては、通勤手当等各種手当を含んだ額となっているが、本調査の対象外となっている小規模事業所も含んでいるため、代替集計よりやや低い額になっていると考えている。

→ データの正確性の観点からすれば、雇用保険データが本調査よりもカバレッジも広く、最も正確と考えられることから、代替集計の提供と併せて雇用保険データの活用を考えているということか。

→ 雇用保険データは悉皆まではいかないが、雇用保険に新規加入した新規学卒者については全て集計しているため、本調査よりもカバレッジはかなり広くなると考えている。また、今回については、参考値という扱いにしているが、今後、きちんとした形で公表できるよう環境を整えていきたいと考えている。

- ・ 現在の初任給額に係る調査結果については、調査実施年の11月に公表しているところ、今後、代替集計を行う場合は、調査実施年の翌年3月公表としているが、公表時期が遅れることによる支障等は生じないのか。

→ 今後は雇用保険データの活用を進めていき、現在の11月より更に早く公表する方向で考えている。

- ・ 代替集計を行った場合との差については、しっかりと要因分析を行っているか。その要因が既に通勤手当によるものであることが分かっているなら、それを除外して比較可能性を高めた形でデータ提供してもらわないと、代替可能か判断できない。

→ 代替集計を行う場合に、通勤手当を控除すれば、現行の調査結果と一致するのか、あるいは、誤差がどのくらい生じるのか、統計的に示してもらわなければ、問題ないとは言えない。現在の調査結果よりも正確な把握が可能であり、報告者負担の軽減が図れるなど、本調査事項を削除する積極的な理由を明確にしてほしい。

→ 通勤手当も学歴によって異なる可能性も考えられる中、学歴による代替集計の比較検証・分析も行う必要があるのではないか。本調査事項に対する回答率など、調査結果の正確性も論点としてはあるのではないか。

→ 次回部会において、改めて説明したい。

ウ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【個人票】

- ・ 短時間労働者の学歴の把握は困難としているが、正規雇用には就けない大卒者などもおり、政策的に把握するニーズはあるのではないか。
 - 世帯調査と事業所調査の違いはあるが、就業構造基本調査において、正社員以外の学歴別所得等のデータを把握しており、これらの調査結果等も参照していただきたいと考えている。

短時間労働者については、試験調査で未記入が非常に多くみられた中、記入があった部分のみを集計した場合、バイアスがどの程度あるのか等を検証・分析する必要がある、非常に難しいと認識している。
 - 短時間勤務の正社員がフルタイムに戻るパターンが非常に増えており、短時間勤務を何年間したかによって、その後の賃金にどう影響するかなど、大きな問題になっていると理解している。就業構造基本調査は、年収が階級区分での把握となっており、賃金の実態がよく分からないため、本調査で、短時間労働者のうち比較的回答が可能と考えられる正社員だけでも本調査で学歴を把握する意義は高いと考える。
 - 学歴は属性であり、基本的に全ての労働者に聞くべきものとする。回答率が悪いから短時間労働者については調査しないとしているが、政策的に強く求められれば調査することになるのではないか。採用段階で把握していないのであれば、「不詳」という区分もあってよいと考えている。「不詳」の区分を設けることで無回答が増えるから短時間労働者の学歴把握は困難との調査実施者の説明は説得力に乏しく、把握が困難であるとするならば、バックデータを含め、十分な論拠を示す必要がある。学歴については、政策的見地や国際比較を考えた場合、外すことができない変数の一つであることから、再検討をお願いしたい。
 - 再検討した上で、次回部会で改めて回答したい。
- ・ 現行計画では、高専・短大については、高校卒業から2年又は3年の修業年限で卒業した場合は「高専・短大」に区分するとされているところ、今回新設される「専門学校」については、高校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の専修学校専門課程の卒業者と定義されているが、他統計との比較可能性は担保されているのか。
 - 就業構造基本調査の学歴の定義を参考にしている。
 - 各調査によって定義が細かく規定されているため、就業構造基本調査との対応関係が分かる資料を次回部会で提示してほしい。

エ 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等【個人票】

- ・ 職種区分の統合や細分化の判断理由として、「労働者のボリュームも考慮」としているが、統計的基準はあるのか。
 - 現行職種との接続性や職種による賃金水準の相違などを踏まえ、個々に判断した。
 - 「個別の判断」では不明瞭であるため、具体的な判断根拠を提示してほしい。また、日本標準職業分類や国勢調査の職種分類との対応関係をみると、本調査の特徴がみら

れるものとなっており、この点については、強くアピールしても良いのではないかと。また、現行の職種区分と今回変更が計画されている職種区分との対応関係が分かる資料も併せて提示してほしい。

→ 特に生産工程従事者の部分が大変粗いカテゴリに変更されるため、この基準も併せて示してほしい。

→ 次回部会において、資料を提示したい。

- ・ 試験調査では大企業を中心に一般事務従事者の捕捉状況が悪かったために、事務従事者の区分を大括りにしたとの説明だが、企画やマーケティング、販売促進、宣伝、調査、国際業務、法務、人事等、企業において一般的にみられる職種区分がないことが、試験調査で大企業の回答率が低かった要因ではないか。今回調査での対応は困難としても、細分化の余地について今後検討すべきではないか。

→ 基本的には日本標準職業分類を基準に職種分類を設定しており、更なる分類の見直しについても、当該標準分類の改訂状況を見ながら検討したいと考えている。

→ 他調査との関係もあるため、新たな区分に細分化して調査するのは、現段階では難しいと考える。他方、試験調査で大企業だけ未記入率が高くなっている要因については、分類区分ではなく調査方法によるものだったことも考えられるので、分析して説明願いたい。

→ 整理した上で、次回部会で回答したい。

→ 事例として挙げた企画、宣伝、人事等の職種等は、事務従事者のどの職種区分にカテゴリされるのか、併せて教えてほしい。

→ 整理した上で、次回部会で回答したい。

6 今後の予定

次回部会は令和元年7月26日（金）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、7月18日（木）に開催予定の第139回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)

第106回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 令和元年7月26日（金）9:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省

【調査実施者】

厚生労働省：中原賃金福祉統計室長、山口室長補佐、久野統計調査分析官、
長山統計・情報総務室補佐

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官
政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

- 7月18日開催の第139回統計委員会において前回部会の審議状況について報告した際の委員からの意見を共有した後、前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者からの追加説明を踏まえて審議を行った。その後、審査メモに沿って、「調査事項の変更」及び「集計事項の変更及び推計方法の見直し」の審議を行った。
- 審議の結果、一部の調査事項におけるプレプリントの実施等を除き、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において改めて審議を行うこととされた。
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回部会で整理・報告が求められた事項に係る再審議

ア 調査事項（一部）のプレプリントの実施

- ・ 事業所の名称や所在地、法人番号等の調査事項におけるプレプリントの実施については、特段の意見等もないため、適当と整理したい。

イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除【事業所票】

- ・ これまで個人票ではなく、事業所票で初任給額を把握してきた背景・理由を教えてください。

- ・ 事業所票により把握した初任給額と個人票により代替集計した新規学卒者の所定内給与額を比較検証した結果をみると、調査年によって変動がみられることから、その要因分析に資するため、検証に用いた個人票のサンプルサイズや標準誤差等の資料を提示してほしい。
 - 標準誤差については技術的に示すことが困難であるが、サンプルサイズに係る資料については、次回提示したい。
- ・ 仮に初任給額について、個人票による代替集計に移行することとなった場合には、調査結果に断層が生じるため、統計利用者に混乱が生じないように、十分な説明が必要である。
- ・ 従来 of 事業所票における初任給額は、通勤手当等を除外することとされているほか、新規学卒者が複数人いる場合には、通勤手当等を除外した最頻値を記載することとされており、報告者の回答の手間や煩雑さを考慮すれば、新規学卒者の判別が可能となるようにした上で、個人票において新規学卒者の初任給額を把握するよう変更した方が、平均値の算出も可能となるなど、有効利用にも資することになるのではないかと。
- ・ 事業所内には様々なタイプの労働者が複数いるにもかかわらず、それらを一括りにして集計した平均的な初任給額と現行の事業所票による初任給額を単純比較しているが、一括りにしたことによる差が生じているのか、それとも、通勤手当等が含まれていることによる差なのかが依然として分からない。
- ・ 事業所票では、最頻値という形ではあるが、高校卒や大学卒等の別に新規学卒者全体の初任給額が把握できていた一方、個人票では調査対象として選定された新規学卒者のみのデータとなるため、これまでの事業所票による結果と個人票による代替集計では、必然的に差異が生じることになるのではないかと。
 - 削除するとしている新規学卒者の採用人数を引き続き把握することにより、新規学卒者のどれくらいが個人票で抽出されているか分かるようになるのではないかと。
 - 個人票による代替集計に当たり、新規学卒者を特定する項目の追加とともに、調査結果の推計方法について検討し、次回報告したい。
- ・ 雇用保険による初任給額のデータは、これまでと同様に調査実施年の11月には公表可能なのか。
 - 雇用保険データでは、入社時の賃金が把握されているが、行政手続コスト削減の観点から、将来把握が廃止される可能性もある。
- ・ 現時点では、事業所票による初任給額と個人票における労働者抽出率が1 / 1の事業所を対象とした個人票による代替集計を比較検証したデータのみが提示されているが、それ以外の事業所では、どの程度の乖離が生じるのか確認する必要がある。
 - 一定程度の事業所を抽出した形で比較・検証したデータを次回部会で提示してほしい。

→ 小規模事業所の場合、個人票では、新規学卒者が出現しないようなケースがどれくらいあるのか、併せて提示してほしい。

ウ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【個人票】

- ・ 試験調査結果では、必ずしも短時間労働者の「最終学歴」の未記入率が高い訳ではなく、業種によっては、一般労働者と回答状況に差異がない状況となっている。「不明」という選択肢を設けることにより、安易に「不明」を選択する者が増えるとの懸念も理解するが、「学歴」は賃金関数の推計等における非常に重要な情報であり、一般労働者だけではなく、短時間労働者についても同様に「最終学歴」を把握するよう、努力してほしい。

→ 再検討の結果、少なくとも、短時間労働者のうち正社員・正職員について「最終学歴」を把握するとしたことは評価するが、正社員・正職員以外についても更なる検討が可能か検討をお願いしたい。

→ 同一労働・同一賃金などに係る政策効果の検証を行う際には、短時間労働者と一般労働者が同様の属性の場合、どれくらいの賃金をもらっているかという点が非常に重要となることから、正社員・正職員以外についても、短時間労働者の「最終学歴」を把握する方向で再検討をお願いしたい。

→ 正社員・正職員以外の短時間労働者の「最終学歴」の把握を見送る理由として、試験調査結果とともに、同時実施したアンケート結果も挙げているが、約1,000件というサンプルサイズからみて、把握困難と結論付けるだけの根拠とするのは難しいと考える。実際に短時間労働者の「最終学歴」を調査して、どの程度が「不明」と回答するのか実態を明らかにすること自体、非常に意義のあることではないか。同じ短時間労働者でありながら、正社員・正職員は「最終学歴」を把握する一方、それ以外は把握しないという整理には疑義がある。

「不明」の選択肢を設けることによる一般労働者に係る調査結果への影響の懸念があるのであれば、試験調査による再検証の可能性を含め、一般労働者と同様に、短時間労働者全般について「最終学歴」を把握することを再検討願いたい。

→ 再検討の上、次回部会において報告したい。

エ 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等【個人票】

- ・ 事務職について、日本標準職業分類では比較的細かく分類されているが、本調査では、「一般事務従事者」として統合するということか。

→ ご認識のとおり。中小企業規模事業所については、一労働者が事務全般において横断的・総合的に従事している例が多く、また、大規模事業所においても、人事異動により特定の職種に長く従事することがないという状況を踏まえ、一般事務従事者を細かく区分することは難しいと考えており、比較的独立性が高いと考えられる「電話応接事務員」のみ単独の区分とし、その他は「一般事務従事者」として統合したいと考えている。

- 同一労働・同一賃金などの政策課題への対応の観点から、職種別の賃金は非常に重要な情報と考えられる中、国勢調査結果による就業者数が約800万人もいる「一般事務従事者」については、区分を細分化する余地について再検討をお願いしたい。
- 試験調査結果等を改めて確認の上で再検討し、次回部会において報告したい。

(2) 報告を求める事項の変更

ア 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更【個人票】

- ・ 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の範囲の変更については、特段の意見等もないため、適当と整理したい。

イ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除【個人票】

- ・ 「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項については、従来、特定産業の小規模事業所に限定して調査を行っていたとのことであるが、調査対象事業所全体のうち、どのくらいの事業所が対象となっていたのか。また、今後は「最低賃金に関する実態調査」の結果により代替するとしているが、サンプルサイズ等からみて、引き続き高い精度の調査結果が得られるのか。
 - 確認の上で次回部会において報告したい。
- ・ 事業所票における初任給額を削除し、個人票により初任給額を代替集計することとしているが、その際、初任給額から除外すべき「通勤手当」等の調査項目を削除するというのは、どのような考え・整理によるものか。
 - 専ら最低賃金の審議への活用を目的として、特定産業の小規模事業所のみを対象に調査してきたものであり、調査対象事業所の全体像を表す結果となっていないことから、削除することが適当と考えたものである。代替集計を行う初任給額から除外するために、調査対象事業所全てを対象に通勤手当を把握するとなると、報告者負担も増えることになり、難しいと考えている。
 - 実質的な賃金を把握することが本調査の目的なのであれば、それに則って、最低賃金に含まれない通勤手当や家族手当なども除いた賃金で比較すべきであり、初任給額についても同様と考える。
- ・ 本調査事項の把握に伴い、実査機関である都道府県労働局等の事務負担が大きいか、報告者にとって記入が困難というような実情はみられるのか。
 - 実査に携わっている都道府県労働局の職員に確認の上で、次回部会で回答したい。
- ・ 「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」の二次利用申請の目的としては、最低賃金関連とそれ以外のどちらが多いのか。最低賃金関連以外ではどのようなものか。
 - 確認の上で、次回部会で回答をお願いしたい。

ウ 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合

- ・ 調査票のサイズはA4か、あるいはB4か。A4サイズの場合、特に「最終学歴」の部分は、選択肢の細分化に伴い、文字が小さく、記入が大変なのではないか。
→ もう少しスペースが取れるか、調査票全体のバランスを考えて検討したい。

(3) 集計事項の変更及び推計方法の見直し

- ・ 推計方法の見直しに伴い検証が行われた3種類の復元方法^(注)による標準誤差率は、どのようになっているか。
(注) 推計方法の見直しに伴って検証した3種類の復元方法は、以下のとおり。
案1：母集団の事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数を用いる方法
案2：調査結果の常用労働者数が母集団の常用労働者数に一致するように復元する方法
案3：母集団における有効回答事業所の常用労働者数シェアの逆数を用いる方法
→ 案2については技術的に困難なため算出していないが、案1と案3については、ほとんど差がみられない状況である。
→ 案1の場合は誤差が生じる可能性も指摘されているため、更なる検証データを提供してもらった上で、より丁寧に妥当性について確認・判断する必要があると考える。
→ 案1から案3の復元方法における標準誤差率や、今回提示された労働者数及び所定内給与額の試算値以外の検証データについても追加資料として提示してほしい。
→ 次回部会において提出したい。
- ・ 復元方法の見直しに伴う結果数値の変動要因について、分かりやすく丁寧に説明する必要があると考える。
→ それぞれの復元方法における変動要因について、どのように分析しているか、関係資料を提示してほしい。
- ・ 一部の集計事項が未集計・未公表となっていた理由等として、これまで未公表等の集計表に関する問い合わせ等もなかったとしている説明は不適切と考える。
→ 昭和51年に調査を開始以降、初任給額について未公表となっていた理由は何か。どのようにチェックを行っていたのか、ずさんな印象を受ける。
→ 事務的な確認不足に起因するものであり、回答していただいたにも関わらず公表していなかったことについては、報告者に申し訳ないと思っている。
→ 調査計画への反映・確認の際に事務誤りがあったとの点は「未集計」事項に関するものであり、「未公表」事項については、最終的な調査計画の履行確認を怠ったという点を明確にしておく必要があると考える。
→ 報告者に申告義務を課して調査しているものであり、その結果については、しっかり公表し、有効活用していただくことが重要である。この点については、課題として指摘することも含め、検討したい。
- ・ 集計事項について、例えば、「一般事務従事者」のように800万人近い職種などについては、区分を細分化して集計することを検討してほしい。
→ 検討の上、次回部会において回答したい。

6 今後の予定

次回部会は令和元年8月5日（金）14時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、8月29日（木）に開催予定の第140回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）

第107回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 令和元年8月5日(月) 13:00~16:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第一会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子(部会長)、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【審議協力者(各省等)】

財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、東京都

【調査実施者】

厚生労働省：中原賃金福祉統計室長、山口室長補佐、久野統計調査分析官、
長山統計・情報総務室補佐

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官
政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

- 前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者からの追加説明を踏まえて審議を行った。その後、審査メモに沿って、「調査方法の変更」及び「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」(平成31年4月26日付け統計委第11号)における今後の課題への対応状況について審議を行った。
- 審議の結果、一部事項について、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において改めて審議を行うこととされた。
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会で整理・報告が求められた事項に係る再審議

ア 調査事項の変更

① 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【個人票】

- ・ 一般労働者に限らず、短時間労働者についても「最終学歴」を把握することとしたことは、良い方向と考える。「不明」という選択肢を加えることにより、一般労働者について安易に「不明」を選択する割合が増えるのではないかという懸念もあろう。そうならないよう丁寧な説明を行うことが重要と考える。
→ 一般労働者について安易に「不明」に流れることを防ぐことが重要だと考えており、可能な限りの対応を講じたいと考えている。また、短時間労働者の「最終学歴」を把握する背景等についても十分に説明しながら、調査結果を公表したい

と考えている。

→ 我が国の様々な潜在化している社会問題を明らかにするという点において、良い方向だと考える。また、厳密な時系列比較は難しいかもしれないが、丁寧に調査結果をみていくことが重要と考える。

② 労働者の「職種番号」（職種区分）の見直し等【個人票】

- ・ 「一般事務従事者」を細かく区分するよう改善されたことは、非常に重要なことと考えている。ただし、各職種区分に具体的にどのような職業が該当するのか、報告者に分かりやすい説明をしていただくよう、お願いしたい。
- ・ 統計利用者に配慮し、調査結果の公表に当たっては、現行と新たな職種区分の対応表についても、併せて公表をお願いしたい。
 - 新たな職種区分から見た現行の職種区分との対応表だけでなく、現行の職種区分から見て新たな職種区分ではどう区分されるのかが分かる対応表も必要ではないか。
 - 新旧両方向からの対応表を公表すると良いと考える。
 - その方向で検討したい。

③ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除【個人票】

- ・ 3調査事項について代替するとしている「最低賃金に関する実態調査」の回収率が5割に満たないことや有効回答率も考慮すると、データの偏り等が生じている可能性も考えられ、代替にはならないのではないかと懸念している。
 - 調査担当部局に改善を図っていくよう伝えたい。
- ・ 本調査事項の結果については、これまで具体的にどのように利用されていたのか。その点が分からないと、削除しても利用上の支障が生じないのか判断できない。
 - 前回部会において、本調査結果を基に、未満率や影響率^(注)の算定に利用していると説明したが、「最低賃金に関する実態調査」の結果からも算定は可能のため、今後は「最低賃金に関する実態調査」の結果により代替したいと考えている。
 - (注)「未満率」とは、最低賃金額の改正前に最低賃金額を下回っている労働者の割合のことをいい、また、「影響率」とは、最低賃金額の改正後に最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。
 - 同様の資料作成が可能なのであれば、そのデータを次回部会で資料として提示していただきたい。
 - 検討したい。
 - 今後の最低賃金の審議が「最低賃金に関する実態調査」の結果で十分に対応可能なかがポイントになると考えられるため、そのような観点から整理することとしたい。

④ 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合

- ・ 特に「最終学歴」のところは、見やすく改善されたと思うが、更に選択肢の一つとして「不明」が追加されることになるため、もうひと工夫お願いしたい。
→ 工夫したい。

イ 集計事項の変更および推計方法の見直し

- ・ サンプルサイズ等の問題もあり、どこまで表章可能か判断が難しい点があるとは思いますが、例えば、「一般事務従事者」について、職種区分を細分化することとされたことから、当該職種において、年齢によらず経験年数によって賃金が上昇しているかどうかを明らかにすることは、一旦離職して再就職することが多い女性の賃金構造を分析する上では非常に重要な視点と考えるため、職種別、経験年数別の集計について検討をお願いしたい。
→ クロス集計の例を示して、どういう集計（細分化）が可能かを検討してみてもどうか。
→ 御指摘を踏まえ、検討の上、次回部会において提示したい。
- ・ 新たな復元方法として、母集団の事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数を用いる方法に変更したいとのことであるが、これで良しとせず、適宜、専門家を入れた研究会等において、更なる精緻化に向けた検討を継続すべきと考える。
→ 了解した。
- ・ 復元方法の変更による賃金の変動要因については、分かりやすく丁寧に説明することが重要と考える。
→ 統計利用者に混乱が生じないように十分な説明をしていただくよう、お願いしたい。
→ 復元方法の見直しに伴い、結果公表に当たっては、断層の分析に資するような十分な説明を行いたいと考えている。

(2) 調査方法の変更

- ・ 試験調査において、光ディスクによる提出の検証は行われたのか。また、報告者にとって、光ディスクによる提出とオンライン回答との違いは何か。
→ 光ディスクによる提出は、試験調査では行っていない。他調査の状況を確認したところ、特に大企業において、オンライン回答によるセキュリティ上の問題を懸念し、電子媒体での提出を希望する状況がみられる。このことも踏まえ、令和元年調査において試行的に一括調査対象企業のみを対象を導入し、令和2年調査からはその他の企業にも拡大したいと考えている。
→ 集計作業等の効率化の観点からも、オンライン調査と同等に、光ディスクによる提出についても積極的に広報すべきではないか。
→ 光ディスクによる提出の場合、郵送における事故や紛失の懸念もあるため、基本的

には、オンライン調査を優先的に推進したいと考えている。

- ・ 光ディスクによる提出に伴い、盗難や紛失等も考慮した調査票情報の秘匿については、どのように担保するのか。簡易書留での提出などとしているのか。重要情報なので検討していただきたい。また、調査業務を委託した民間事業者における調査票情報の秘密保持の観点から、どのような措置を講ずるのか。
 - 民間事業者との委託契約において、紛失した場合の対応や秘匿措置等について、どのように確認するのかという点について、明確に説明してほしい。
 - 光ディスクによる提出の場合には、報告者においてパスワード設定をお願いするなどの対応を考えている。また、現在も調査票のデータ入力業務について民間委託しているが、調査票情報の管理体制や秘匿の義務など、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿った形で実施しており、光ディスクの提出に当たっても、紛失等によるリスクへの対応を含め、今までと同等の高い水準でのセキュリティを確保できると考えている。

(3)「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」(平成31年4月26日付け統計委第11号)における今後の課題への対応状況について

ア 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

- ・ 職種別民間給与実態調査(人事院所管の一般統計調査)や民間給与実態統計調査(国税庁所管の基幹統計調査)との比較分析による成果を得ることは困難としているが、これらの調査は賃金統計に最も関係が深いと思われるため、調査対象や調査事項等に違いがあることを前提に、これらの統計の動きを含めて賃金全般の動きがわかるよう比較を行ってほしい。
 - 本調査結果の妥当性の検証に当たっては、当然に他の調査結果もしっかり見ていく必要があると理解しているが、各調査それぞれに特徴があるため、その特徴を明確に示していくことは重要と考えている。
 - 統計間の役割の違いを明示することは大変重要なことであるため、よろしくお願ひしたい。
- ・ 毎月勤労統計調査と本調査の個票データを用いた集計結果の比較検証について、今後の見通しはあるのか。
 - 現時点で明確な期限を示すことは難しいが、順次進めていきたいと考えている。
 - ワーキンググループにおける検討は継続されているのか。
 - ワーキンググループについては、今回の変更計画案を作成した段階で役割を終えたため、現在はワーキンググループで了承された検証の方向性に則って内部的に検証・分析を行っているところである。今後、必要に応じて改めて検討の場を設けることも考えたい。
 - 本調査に対する注目度も上がっている中、賃金に関する中心的な基幹統計として、

その検討状況については、適宜、積極的に情報提供してほしい。

イ 個人票における匿名データの提供検討

- ・ 本課題への対応については、平成30年度統計法施行状況報告の審議対象とされていることから、企画部会における審議も踏まえて、最終的に結論を得ることとされた。

ウ 調査方法の見直しや公表の更なる早期化等の検討

- ・ 調査結果取りまとめ中である令和元年度調査において、外国人労働者の国籍の把握等について苦情等の問題は生じているか。
→ 特に苦情等の報告は受けていないが、今回調査の総括として、各都道府県労働局への照会・確認を行い、その結果を今後の調査に役立てていきたいと考えている。

6 今後の予定

次回部会は令和元年8月30日（金）13時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、8月29日（木）に開催予定の第140回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）